

児童虐待とは

ここ数年、児童虐待による事件が度々テレビや新聞などで報道されています。ここでは、児童虐待の種類や現状について紹介します。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、ける、つねる、投げ落とす、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、おぼれさせるなどの行為。



性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること。または、させること。

ネグレクト（育児放棄）

病気やけがをしても適切な処置をしない、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境で生活させる、乳幼児を家や車に放置するなどの行為。また、同居人や内縁者が身体的虐待・性的虐待・心理的虐待を行った場合に、父または母がこれらの行為を放置することもネグレクトに含まれます。



心理的虐待

子どもの心が傷つくことを繰り返し言う、無視する、兄弟間で著しく差別する、家庭内暴力を見せるなどの行為。

子どもの心身を著しく傷つける行為は虐待

児童虐待とは、18歳未満の子どもに対する、親または親に代わって養育に携わる大人などが行う不適切なかわりで、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を損なう行為をいいます。虐待は子どもの人権侵害であり、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼす行為です。わたしたちの身近でも、しつけと称した虐待が起こつて

います。しつけと虐待の違いは、保護者がしつけだと言っても、子どもの心身を著しく傷つける行為は虐待となります。しつけと虐待は、保護者の言い分ではなく、子どもの受け止め方により判断するものです。

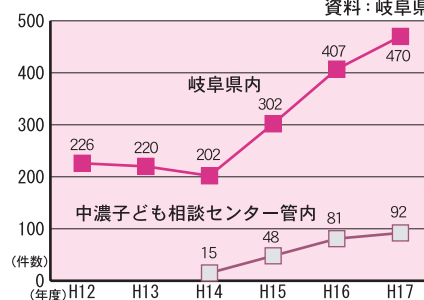
年々増加している児童虐待相談

平成17年度の岐阜県内の子ども相談センターで処理した虐待相談は470件で、平成12年度に比べ2倍以上件数が

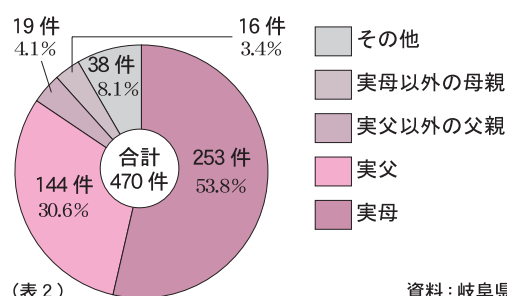
増加しています(表1)。当市でも、平成14年度6件から平成17年度は21件と増加しています。これは、地域の皆

虐待相談の処理件数

(表1)
資料：岐阜県



主な虐待者 (平成17年度)



資料：岐阜県

さんの児童虐待への関心が高まったことや、児童にかかわる関係機関、施設が以前よりもきめ細かに対応するようになったことで、潜在的ケースが表面化したという側面もあります。

また、主な虐待者は実母が最も多く約54%、次いで実父が約31%と実父母が全体の約85%を占めています(表2)。

児童虐待は、特別な人が引き起こす問題ではありません。虐待の原因はさまざまですが、中には責任感が強く、完ぺき主義のまじめなお母さんがストレスを抱え込み、虐待に走った事例もあります。